

埼玉県報

号外第 14 号 平成 27 年(2015 年) 5 月 22 日 金曜日

目 次

告示

○ 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第 11 条第 4 項に基づく知事指定薬物の指定の告示(薬務課)

告 示

埼玉県告示第五百六十三号

規定により告示する。 一条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年埼玉県条例第 (平成二十七年埼玉県条例第十九号) 第十 同条第四 項の

平成二十七年五月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

知事指定薬物

イ リメ トキシベンジル) 回 | クロ <u>п</u> — — • エタンアミン 五. ジメトキシフ (通称名三○C─ 工 = ル Ń В N OM e) 及びその塩 <u>=</u>. <u>兀</u> • 五.

類

口 ンジル) 回 エタ ン 工 アミン チ ルーニ・ (通称名二五E-N 五. 4-ジメト キシ В フェ Ο ニル) M e 及 び N そ | \mathcal{O} 塩類 シベ

ハ H • ≡ H) | = = --ジオン (通称名RH―三四) トキシベンジルアミノ) 及びその塩類 エチル] キナゾリン一二・

二 効力発生の日

平成二十七年五月二十三日